

国総建第215号
国総建整第210号
平成22年12月14日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



地域建設業経営強化融資制度の延長等について

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところですが、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところです。

これを受け、本制度を1年間延長するとともに、その対象工事について、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を追加する措置を講じることとしました。これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知しました。

つきましては、貴団体におかれても、同制度の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導、周知をお願いします。

【参考】地域建設業経営強化融資制度に係る国土交通省ホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000011.html



元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、
保証人・不動産担保なく、融資を受けたいときは・・・』

制度が拡充・延長されました
(平成22年12月22日開始)

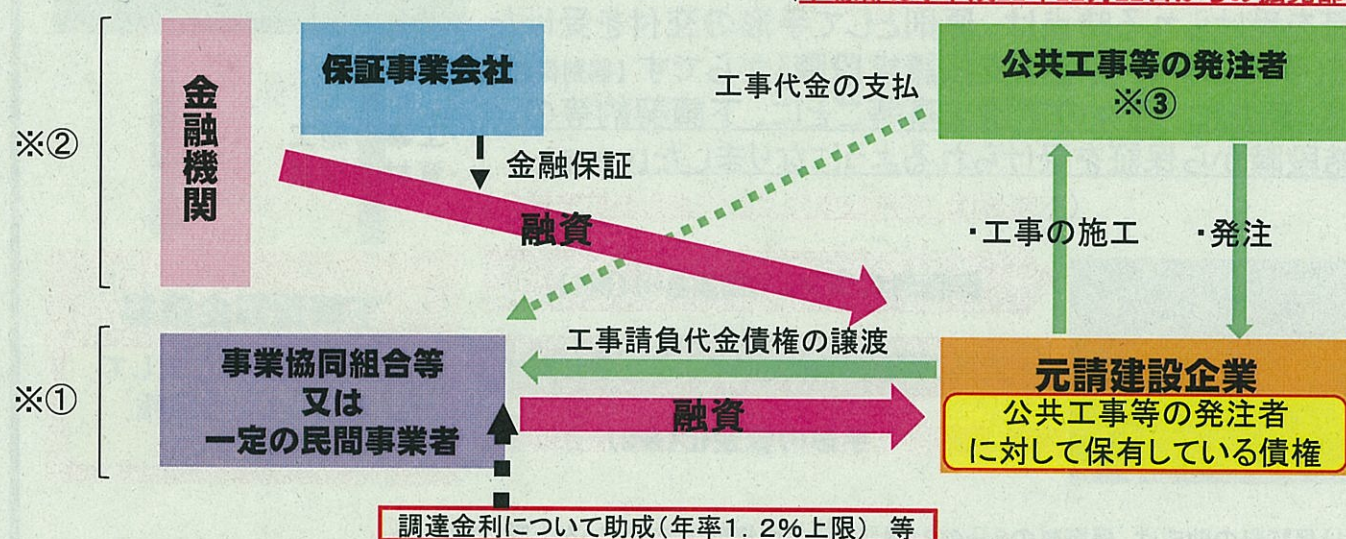
地域建設業経営強化融資制度

公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます(複数回利用可)。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合も、新たに融資の対象となりました。

(下線部は、平成22年12月22日からの拡充部分)



- ※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)
 ※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)
 ※③: 公共工事及び公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

融資のご相談はこちらへ

※①・③について
 融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について
 北海道建設業信用保証株式会社 011-221-2092
 東日本建設業保証株式会社 03-3545-5125
 西日本建設業保証株式会社 06-6543-2944
 (順不同)

～制度の期限が平成24年3月31日まで延長されました～
 (平成22年度補正予算)

国土交通省
 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成22年12月更新)